平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県朝霞市西弁財５－２－１　メゾンアルエット202、住民票上の住所埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号
債務者　鈴木　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
宮崎市阿波岐原町火切塚1540番地１　コンフォート・リリーＢ棟201号
債務者　赤木　邦男
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島987番地
債務者　梶田　　賢
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１６号
山口県岩国市周東町差川1755番地５
債務者　堀江　哲哉
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５０号
北海道旭川市西神楽３線15号916番地の１
債務者　二上　賢範
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６号
和歌山市黒田322番地の16
債務者　上野スミ子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　康文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
埼玉県ふじみ野市上福岡３－７－14　コーポアリヤマ102、住民票上の住所埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の５　デンバウきのした210
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７３号
埼玉県ふじみ野市上福岡３－７－14　コーポアリヤマ102、住民票上の住所埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の５　デンバウきのした210
債務者　小林　博久
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６号
茨城県つくばみらい市板橋2834番地５
債務者　上野　　栄
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
大津市和邇今宿870番地の１、前住所大津市今堅田３丁目12番45―1208号
債務者　ビューティサプライビューテックこと
芝田　時雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５３号
兵庫県三田市下井沢87番地、従前の住所神戸市北区西山２丁目23番地の４
債務者　上田　健治
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１号
兵庫県朝来市生野町口銀谷859番地
債務者　北山　春彦
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤猪平次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６５号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　公団志染団地７号棟105号
債務者　横地　礼子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部